

新旧対照表（千葉市土気あすみが丘プラザ管理規則の一部改正）

改正前	改正後
<p>第1条 この規則は、千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例（平成5年千葉市条例第6号。以下「条例」という。）<u>第17条</u>の規定に基づき、千葉市土気あすみが丘プラザ（以下「プラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（使用の許可申請）</p> <p>第2条 条例<u>第6条第1項</u>の規定によりプラザの施設（ロビー、静養室、展示室及び幼児室を除く。以下同じ。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可申請書（様式第1号）を条例<u>第4条</u>に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の11日（その日が休館日に当たるときは、同日後の最初の休館日でない日）から使用しようとする日の<u>3日前</u>までの間受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（使用の許可に係る事項の変更）</p> <p>第5条 使用者は、条例<u>第6条第1項後段</u>の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更許可申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（使用許可の取消し）</p> <p>第6条 指定管理者は、条例<u>第8条</u>の規定により使用許可を取り消したときは、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可取消通知書（様式第8号）を当該取消しに係る使用者に交付するものとする。</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法による手続）</p> <p>第7条 <u>第2条第1項</u>に規定する申請は、千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年千葉市条例第4号）<u>第3条第1項から第3項</u>までの規定により、同条例第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p>	<p>第1条 この規則は、千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例（平成5年千葉市条例第6号。以下「条例」という。）<u>第19条</u>の規定に基づき、千葉市土気あすみが丘プラザ（以下「プラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（使用の許可申請）</p> <p>第2条 条例<u>第7条第1項</u>の規定によりプラザの施設（ロビー、静養室、展示室及び幼児室を除く。以下同じ。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可申請書（様式第1号）を条例<u>第5条</u>に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の11日（その日が休館日に当たるときは、同日後の最初の休館日でない日）から使用しようとする日の<u>前日</u>までの間受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（使用の許可に係る事項の変更）</p> <p>第5条 使用者は、条例<u>第7条第1項後段</u>の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更許可申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（使用許可の取消し）</p> <p>第6条 指定管理者は、条例<u>第9条</u>の規定により使用許可を取り消したときは、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可取消通知書（様式第8号）を当該取消しに係る使用者に交付するものとする。</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法による手続）</p> <p>第7条 <u>第2条第1項、第3条第1項及び第4条から第6条</u>までに規定する手続は、千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年千葉市条例第4号）<u>第3条及び第4条</u>の規定により、同条例第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p>

(超過して使用する場合の利用料金等)

第8条 (※削る)

第8条 条例別表第2第2項第2号の表備考第2項に規定する使用時間内において使用許可を受けた時間(以下「使用許可時間」という。)を超過し、又は繰り上げて使用する場合における規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 午前9時から午後1時までの使用者が使用許可時間を超過して使用した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 超過して使用する時間が午後5時までの場合 超過して使用する時間1時間までごとに、午後1時から午後5時までの時間に係る条例別表第2第2項第2号の表に規定する額(以下この条において「利用料金額」という。)の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

イ ア以外の場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 午後1時から午後5時までの時間に係る利用料金額に100分の120を乗じて得た額

(イ) 午後5時を超えて使用する時間1時間までごとに、午後5時から午後9時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(2) 午後1時から午後5時までの使用者が使用許可時間を繰り上げて使用した場合 繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午前9時から午後1時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(3) 午後1時から午後5時までの使用者が使用許可時間を超過して使用した場合 超過して使用する時間1時間までごとに、午後5時から午後9時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(4) 午後5時から午後9時までの使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 午後1時前から繰り上げて使用する場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 午後1時前の繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午前9時から午後1時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(イ) 午後1時から午後5時までの時間

<p>に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午後1時から午後5時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額</p> <p>2 条例別表第2第2項第2号の表備考第2項に規定する使用時間以外の時間に使用する場合における規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 午前5時から午前9時までの間に使用する場合 使用する時間1時間までごとに、午前9時から午後1時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の200を乗じて得た額</p> <p>(2) 午後9時から翌日の午前5時までの間に使用する場合 使用する時間1時間までごとに、午後5時から午後9時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の200を乗じて得た額</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p><u>第9条</u> 条例第13条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p><u>第10条</u> 条例第14条ただし書に規定する規則で定める場合及びその場合に係る<u>還付</u>の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>使用期日の7日前</u>までに使用の取消しを届けた場合 <u>8割</u></p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(公告)</p> <p><u>第12条</u> 市長は、条例第15条第1項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 条例第15条第3項の規定による申請(以下「指定申請」という。)に必要な書類の内容</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(指定)</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p><u>第8条</u> 条例第15条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p><u>第9条</u> 条例第16条ただし書に規定する規則で定める場合及びその場合に係る<u>返還</u>の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>使用者がその使用許可に係る使用を開始する時間前までに使用の取消しを届けた場合</u> <u>全額</u></p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(公告)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、条例第17条第1項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 条例第17条第3項の規定による申請(以下「指定申請」という。)に必要な書類の内容</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(指定)</p>
--	--

<p><u>第14条</u> 市長は、<u>条例第15条第4項</u>の規定により指定したときは、千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者指定書（様式第10号）を指定した法人等に交付するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>条例第15条第4項</u>に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者不指定通知書（様式第11号）を当該法人等に交付するものとする。</p> <p>（告示）</p> <p><u>第15条</u> <u>条例第15条第5項</u>の規定により告示する事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>第16条～第18条</u> （略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>様式第1号～第13号 （略）</p>	<p><u>第13条</u> 市長は、<u>条例第17条第4項</u>の規定により指定したときは、千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者指定書（様式第10号）を指定した法人等に交付するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>条例第17条第4項</u>に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者不指定通知書（様式第11号）を当該法人等に交付するものとする。</p> <p>（告示）</p> <p><u>第14条</u> <u>条例第17条第5項</u>の規定により告示する事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>第15条～第17条</u> （略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>様式第1号～第13号 （略）</p>
---	---

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条第2項、第7条及び第9条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る許可、許可の手續及び利用料金の返還について適用し、同日前の使用に係る許可、許可の手續及び利用料金の返還については、なお従前の例による。